

自動車税環境性能割

この税は、自動車(軽自動車を除く。)の取得に対して課税されるものです。

納める人

自動車(軽自動車を除く。)を取得した人
 [割賦販売等で、自動車販売会社等に所有権が留保されている場合には、買主(使用者)]

納める額

- 営業用の自動車 取得価額の0%~2%
 - 自家用の自動車 取得価額の0%~3%
- ※ 自動車の取得価額とは、自動車を取得するために、通常要する価額をいいます。
 取得価額には、エアコン、ラジオ等のように自動車と一体となっているものの価額も含まれます。

【参考:乗用車の場合の税率】(バス・トラック等についても、別途区分が設定されています。)

区 分		令和6年1月~令和7年3月		
		営業用	自家用	
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車 LPG車	★★★★ H30年排出ガス基準 50%低減達成 又は 平成17年排出ガス基準 75%低減達成	R12(2030)年度燃費基準85%達成	非課税	非課税
		R12(2030)年度燃費基準80%達成	非課税	1%
		R12(2030)年度燃費基準70%達成	0.5%	2%
		R12(2030)年度燃費基準60%達成	1%	3%
	上記以外	2%	3%	
ディーゼル車 ディーゼルハイブリッド車	H30年排出ガス基準適合 又は H21年排出ガス基準適合	R12(2030)年度燃費基準85%達成 かつ R2(2020)年度基準達成	非課税	非課税
		R12(2030)年度燃費基準80%達成 かつ R2(2020)年度基準達成	非課税	1%
		R12(2030)年度燃費基準70%達成 かつ R2(2020)年度基準達成	0.5%	2%
		R12(2030)年度燃費基準60%達成 かつ R2(2020)年度基準達成	1%	3%
	上記以外	2%	3%	

申告と納税

自動車を取得した人が、運輸支局で新規登録又は所有権移転の登録をするときに、県の鹿児島地域振興局自動車税課へ申告し、納めます。

免税・非課税

次の取得(主なもの)については、課税されません。

- 取得価額が50万円以下の自動車の取得
- 相続による取得
- 法人の合併又は分割による取得
- 所有権留保付で売買された自動車で、代金完済等により、所有権が売主から買主へ移転した場合の取得

身体障害者等の減免

身体障害者等が所有又は使用する自動車で、一定の要件に該当する場合には、登録のとき申請することにより減免されます。

市町村への交付

県に納められた自動車税環境性能割の40.85%に相当する金額が、県内の市町村に交付されます。

軽自動車税環境性能割について

軽自動車を取得した場合に課税される軽自動車税環境性能割(市町村税)については、当分の間、市町村に代わり県が賦課徴収を行います。